

湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理基本計画（素案概要版）

1. 共通事項

（1）計画改定の目的（本編1ページ）

湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）は、長浜市及び米原市（以下「構成市」という。）で構成されており、当センター規約に基づき、構成市の全域から排出される一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の収集及び運搬並びに処理・処分を行っています。

当センターの「湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理基本計画 令和2年1月（以下「現計画」という。）」は、改定から5年が経過しており、この5年間には、令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染が拡大、廃棄物に関連した新たな法律の施行や国、滋賀県の計画の改定など、一般廃棄物を取り巻く状況は変化しました。

また、当センターでは、一般廃棄物処理施設の老朽化等に伴う新たな施設の整備を進め、汚泥再生処理センターは令和7年10月に稼働を開始し、熱回収施設（焼却施設・バイオガス化施設）及びリサイクル施設（以下、「新施設」という。）は令和10年4月に稼働開始を予定しています。

以上のことから、廃棄物処理に関連する状況の変化等を踏まえ、長浜市及び米原市から排出されるごみ及び生活排水の処理についての現状を把握し、排出抑制や適正処理等に関する方向性を定めた一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を見直すこととしました。

（2）計画目標年度（本編5ページ）

目標年度は図1のとおり、令和17年度とします。

また、5年後の令和12年度を中間目標年度とします。

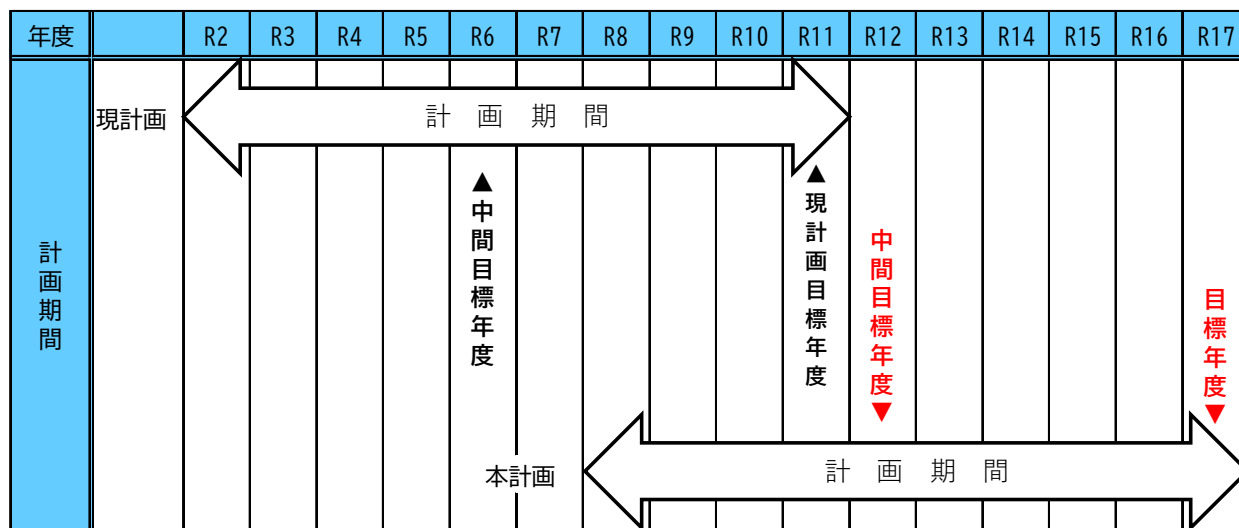


図1 計画目標年度

2. ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理の現状及び課題（本編9～28ページ）

1) ごみ処理の現状

現計画で目標とした5つの指標は、以下のとおりです。また、これらの実績は図2に示すとおりです。
指標対象項目の実績（推移）は減少傾向にあります。

現計画の目標（指標）

- 指標1 一人1日当たり※のごみ総排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ）
- 指標2 一人1日当たり※の家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）
- 指標3 事業系ごみ排出量
- 指標4 焼却処理量
- 指標5 最終処分量

※一人1日当たりの量とは、圏域全体の量を市民一人1日分に換算した量

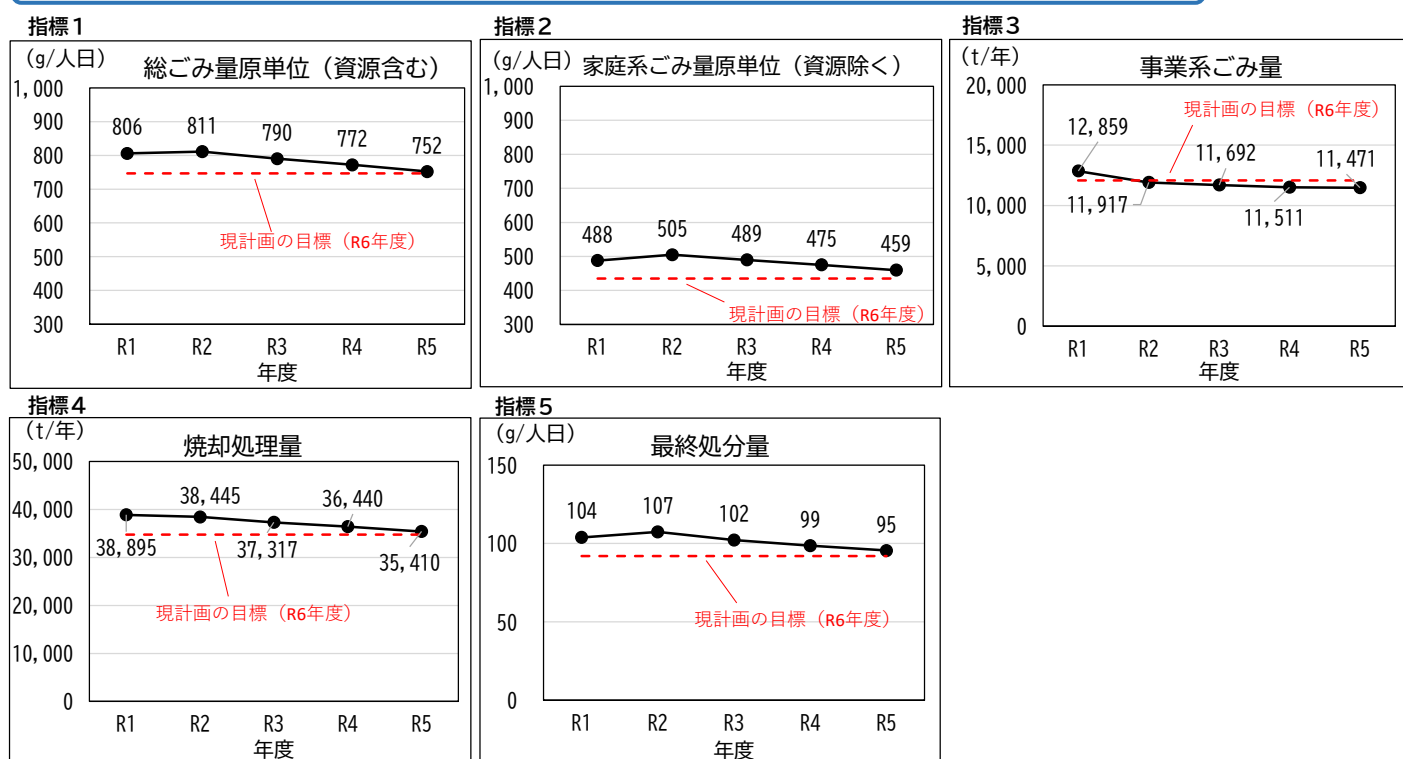


図2 指標対象項目の実績（推移）

2) ごみの処理の課題

①ごみの発生・排出抑制、再資源化促進のための課題

- ・ごみ排出量については概ね減少傾向にあるものの現計画のごみ減量目標値については、事業系ごみ量以外は達成できていない状況にあり、より一層のごみの減量の取組みが必要です。
- ・リチウムイオン電池を起因とする収集車両や処理施設の火災事故が他自治体で増加してきているため、正しいごみの出し方を周知していくことが必要です。
- ・資源ごみの回収は、行政による収集以外に店頭回収など回収ルートが多様化していることから、これらの回収場所や回収ルートを周知していくことが必要です。

②ごみの適正な処理等に関する課題

- ・新ごみ処理施設の稼働開始に合わせてプラスチック製容器包装と発泡スチロールは可燃ごみとして焼却処理するため、分別区分が変更となり、住民への周知の徹底が必要となります。
- ・新施設では全ての施設が一体となって効率的かつ適正な一般廃棄物の処理、CO₂削減や持続可能な循環型社会の構築に寄与する複合施設とすることから、その機能を健全に発揮し続けるための施設運営が必要です。

(2) 基本理念及び基本方針（本編29ページ）

基本理念

地域の循環システムの構築

基本方針

基本方針1

基本方針2

基本方針3

リフューズ、リデュース、リユースの強化・推進

各主体（市民・事業者・行政）の連携・協働

新施設の適切な運転管理の実施

(3) ごみ排出量等の見込み（本編30～35ページ）

1) 目標の設定

本計画では、ごみの「発生回避」を第一に掲げ、次いで「排出抑制」、「再使用」を進める計画としています。

目標項目は、現計画の項目を継続して設定し、令和17年度を目標年次とした指標を右表のとおり設定しました。

表1 数値目標

	目標項目	単位	目標年度	ごみ減量目標値
指標1	一人1日当たりのごみ総排出量	g/人日	R12	712
			R17	683
指標2	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）	g/人日	R12	442
			R17	413
指標3	事業系ごみ排出量	t/年	R12	10,789
			R17	10,500
指標4	焼却処理量	t/年	R12	32,468
			R17	30,107
指標5	最終処分量	g/人日	R12	82
			R17	77

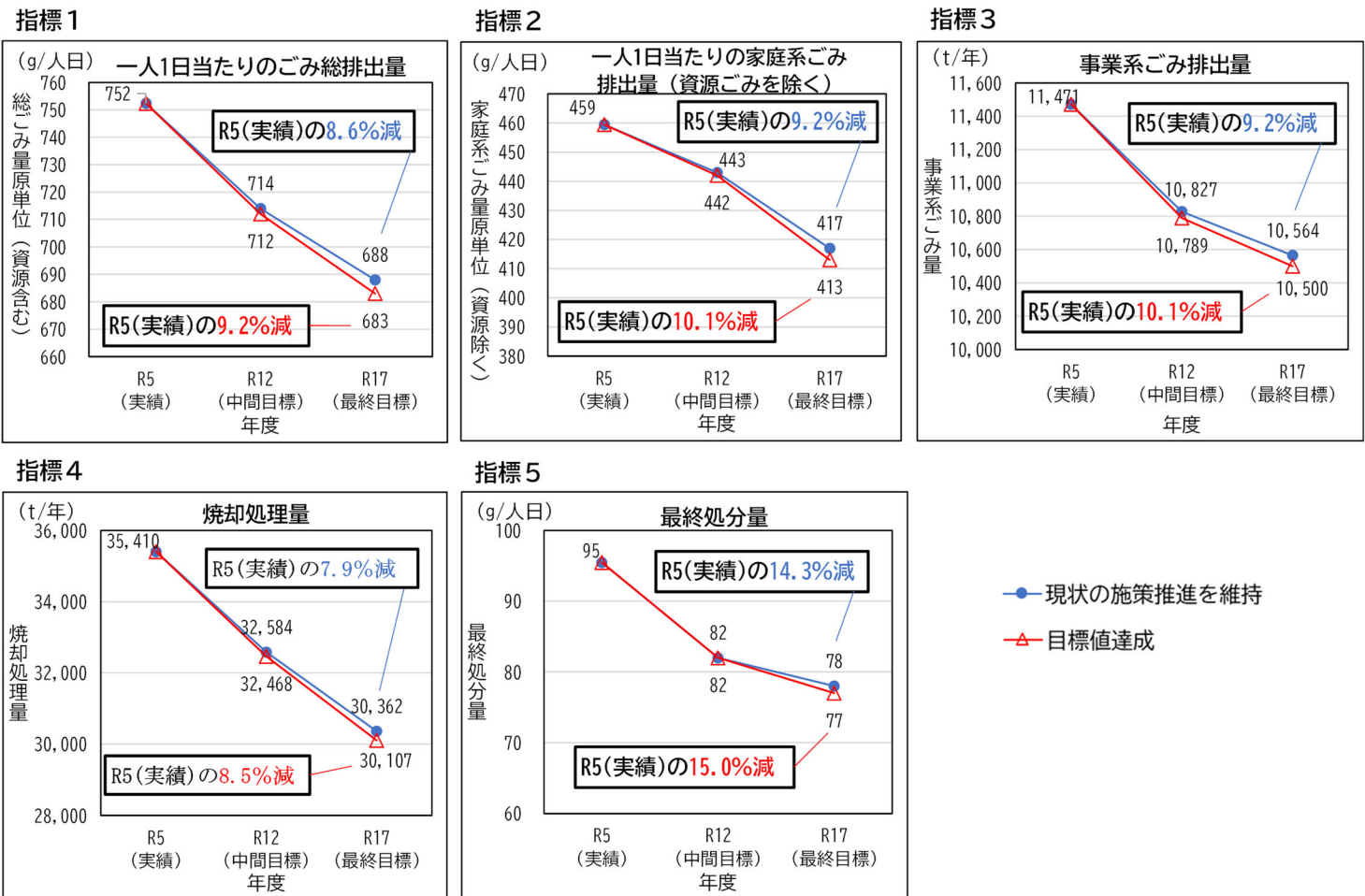


図3 最終目標までのごみ排出量等の推移

2) 目標達成した場合のごみ排出量

計画目標年次における指標と数値目標を達成した場合のごみ排出量は図4に示すとおりです。

なお、令和10年度に家庭ごみ排出原単位（資源除く）が増加していますが、新施設の稼働開始に伴い分別区分が変更（容器包装プラスチック及び発泡スチロールが資源ごみから可燃ごみに変更）になっていることによるものです。

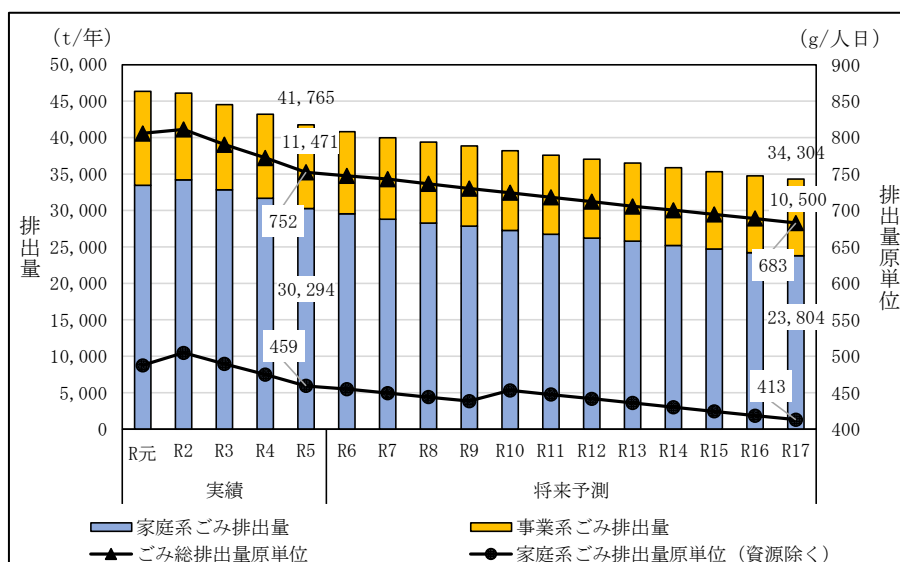


図4 最終目標までのごみ排出量等の推移

(4) ごみ発生・排出抑制等のための方策（本編36～42ページ）

1) 目標達成のための施策

家庭系ごみの排出抑制及び再資源化の促進のために、当センターは以下に示す施策を実施します。

①環境教育、普及啓発の充実

- ・ごみ分別冊子の「家庭用こほくる～」を改訂し、周知を図る。
- ・広報誌やごみ分別アプリ、公式LINEなどを通じて、市民に広く情報を発信する。
- ・出前講座の実施や施設見学の受け入れ、環境学習の拠点とするなど、ごみ処理に対する理解を促進する。

②資源物の抜き取り防止対策

- ・集積所における粗大ごみ（自転車）や資源ごみからの抜き取り防止対策を検討する。

③住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供

- ・民間事業者のノウハウを活用できる制度を検討し、粗大ごみ戸別収集のサービス向上を図る。

④小型家電等の資源物の回収

- ・現在の不燃ごみ・粗大ごみの中に混入している小型家電リサイクル法の対象品や資源対象物を可能な範囲で選別し、回収する。

⑤家庭系ごみ処理手数料の改定

- ・処理手数料の検証を行ったうえで改定を行っていきます。

事業系ごみの排出抑制及び再資源化の促進のために、当センターは以下に示す施策を実施します。

①減量やリサイクルに関する積極的な情報提供

- ・分別・減量マニュアル「事業所用こほくる～」を改訂し、事業者にわかりやすいものとする。
- ・ホームページ、公式LINE等にて情報提供を随時行う。

②ごみ搬入時のチェック強化

- ・搬入時のチェックを強化し、不適物や古紙等資源物の搬入を規制する。

③事業系ごみ処理手数料の改定

- ・処理手数料の検証を行ったうえで改定を行っていきます。

2) 施策推進のための各主体の役割

各主体の役割と取り組み例を表3(1)、(2)に示します。

なお、構成市は集積所にごみを出すまでの範囲（啓発等）を主に担います。

表3(1) 各主体の主な取り組み

主体	施策	主な取り組み例
構成市	①環境教育、普及啓発の充実	・ 広報紙等による啓発、出前講座を実施 ・ 不用品交換情報を提供し、リユースを促進
	②生ごみ（食品廃棄物）の排出抑制	・ エコクッキング推奨など食品ロス削減対策拡充、生ごみ処理機普及の取組 ・ フードシェアリングサービスの紹介や連携の推進 ・ フードバンクやフードドライブへの積極的な参加を促す ・ 「食べ残しをしない」、「3010運動」取組実施店舗の拡大 ・ 生ごみの水切り徹底の推進を強化
	③容器包装廃棄物の排出抑制	・ マイバッグ持参や過剰包装の自粛を働きかけ、レジ袋等の削減に努める ・ 詰め替え用容器式商品の利用（購入）促進 ・ 使い捨て商品の使用抑制、環境に優しい購買行動の啓発 ・ 市職員等に率先してマイボトルの持参や過剰包装の辞退等実施するよう促す ・ 給水スポットマップの周知、マイボトル持参の習慣化への働きかけ
	④排出抑制のための支援	・ 環境推進員等による取組などごみ減量化に向けた市民活動等を支援
	⑤事業系ごみの排出抑制	・ 多量排出事業者に対し、一般廃棄物減量計画書作成の働きかけ ・ 事業所へのごみ減量・リサイクル情報の提供 ・ 公用ごみの減量の取組をさらに推進
	⑥積極的な再使用、再生品使用の実施	・ 庁用品に再生品を使用、公共事業等での廃材や再生品等の使用に努める ・ シェアリングエコノミーがすすむようにNPO法人や事業者を支援 ・ 廃食用油回収に関する情報提供や啓発を行い協力を促す（米原市） ・ 廃食用油を精製したバイオディーゼル燃料を公用車に使用（米原市）
市民	①生ごみ（食品廃棄物）の減量化	・ 食品ロス削減の取組を拡充 ・ 生ごみはぬらさないなど工夫して、水切りに努める ・ 生ごみの堆肥化に努める ・ 廃食用油の回収に協力、生ごみ処理機の利用等 ・ フードシェアリングサービスの利用など、行政が発信する情報を入手、取組
	②容器包装廃棄物の排出抑制	・ 過剰包装を断り、マイバッグを利用するなどごみとなる物の受け取り自粛 ・ 皿売り・計り売りの生鮮食品を購入し、食品トレイを削減 ・ 詰め替え用容器式商品を積極的に利用（購入）
	③資源等の分別排出	・ 集団回収活動などリサイクル活動や清掃活動等に参加 ・ 食品トレイ、紙パック等の店頭回収を利用 ・ 資源ごみの分別収集に協力し、正しいごみ出しを行う ・ 小型家電は、適正なルートでの処理、再資源化を行う
	④積極的な再使用、再生品使用の実施	・ 行政や民間団体が提供する不用品交換情報やリユース市場等を活用して、家庭の不用品を必要な人に譲る ・ リユース、シェアリングを活用 ・ 商品は、再生品・何度も使えるもの・環境に配慮したものを選ぶ ・ 製品等は直して使用するなど、長期に利用する

表3(2) 各主体の主な取り組み

主体	施策	主な取り組み例
事業者	①ごみ排出事業者での取組	・ごみは事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努める ・従業員に対してごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚を図る ・古紙等の資源物は、分別を徹底し資源回収業者へ出す ・再生品の使用、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める ・生ごみの堆肥化・減量化を推進 ・当センターホームページ等の情報を元にしたごみ減量化やリサイクルの推進
	②製造事業者での取組	・環境やリサイクルを考えた製品の開発や修理サービス等の拡大 ・再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大
	③流通・販売事業者での取組	・適正包装の促進及び適正包装の方法の開発 ・使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品を販売 ・容器包装等の回収ルートの整備 ・家電4品目以外の家電製品等を極力引き取る ・消費者にマイバッグ持参の呼びかけ ・消費者へ再生品の利用・促進を促す
	④飲食店等での取組	・「食べ残しをしない」、「3010運動」取組を推進し、食品ロスの発生抑制 ・フードバンク等への提供などに取り組む ・使用済食用油の回収に協力し、活用を徹底

(5) ごみの適正な処理等に関する基本的事項（本編43～49ページ）

ごみ処理に係る基本的事項を表4に示します。

表4 ごみ処理に係る基本的事項

ごみ処理事項	計画の方針
収集・運搬計画	・分かりやすいごみ排出方法を周知することにより、ごみ出しルールの徹底を図り、効率的な収集運搬体制を確立していくものとします。 ※令和10年4月の新施設稼働（予定）に合わせて、現在分別収集している「プラスチック製容器包装」、「発泡スチロール」を資源ごみから外し、熱資源として活用するため「可燃ごみ」とします。
中間処理計画	・当センターでは、適正な維持管理及び極力減量化・減容化・資源化・安定化することにより最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。 ・新施設の稼働に対して、適正な維持管理及び定期的な点検補修を行うことにより安定した運転を継続します。
最終処分計画	・ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化により最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

3. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の現状（本編57～70ページ）

生活排水処理形態別人口の実績は表6に示すとおりです。

農業集落排水の下水道への接続が進んだことにより、農業集落排水処理施設人口は減少し、下水道人口は増加しています。その他の合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口は年々減少してきています。

なお、生活排水処理率は、令和5年度実績が96.5%ですので、現計画の令和6年度の間目標95.9%を既に達成している状況です。

表6 圏域の生活排水処理形態別人口の実績

単位：人

区分	R元	R2	R3	R4	R5
1. 計画処理区域内人口	157,095	155,730	154,322	153,275	151,678
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	150,368	149,643	148,311	147,599	146,318
生活排水処理率	95.7%	96.1%	96.1%	96.3%	96.5%
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	2,634	2,503	2,360	2,106	1,971
(3) 下水道	123,000	123,061	123,757	124,831	125,639
(4) 農業集落排水施設	24,734	24,079	22,194	20,662	18,708
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2,679	2,478	2,603	2,360	2,278
4. 非水洗化人口	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082
(1) し尿収集人口	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注）生活排水処理率：地域の全人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化槽等の処理施設によって処理されている人口の割合を指します。

(2) 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の見込み（本編75～79ページ）

生活排水処理形態別人口は表7のとおり予測しています。

表7 生活排水処理形態別人口の予測結果

単位：人

区分		実績	予測	
		R5	R12	R17
圏域	計画処理区域内人口	151,678	142,427	137,229
	水洗化・生活雑排水処理人口	146,318	138,337	133,815
	生活排水処理率	96.5%	97.1%	97.5%
	コミュニティ・プラント	0	0	0
	合併処理浄化槽	1,971	1,374	1,062
	下水道	125,639	130,468	127,743
	農業集落排水施設	18,708	6,495	5,010
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2,278	1,921	1,727
	非水洗化人口	3,082	2,169	1,687
	し尿収集人口	3,082	2,169	1,687

※予測は過去5年間の変動率を参考として同様の割合で変動するものとした。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は表8のとおりです。

農業集落排水の汚泥量が令和12年度に大きく減少しているのは、下水道への接続が進むことによるものです。

表8 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

単位：kL/年

区分		実績	予測	
		R5	R12	R17
圏域	し尿	3,200	2,300	1,794
	汚泥排出量			
	農業集落排水	10,440	3,293	2,498
	合併処理浄化槽	4,966	2,089	1,611
	単独処理浄化槽		1,501	1,368
	計	15,406	6,883	5,477
排出量合計		18,606	9,183	7,271

(3) 基本理念及び基本方針（本編72～74ページ）

1) 基本理念

本計画では、上位計画である「第五次滋賀県廃棄物処理計画」並びに「滋賀県污水处理施設整備構想 2016」を踏まえるとともに、琵琶湖の水環境及び市民の生活環境の両方を良好な状況に維持していきたいという強い気持ちを込めて、下記のとおり基本理念を設定します。

琵琶湖を中心とした水環境と市民の生活環境の保全を目指して

2) 基本方針

基本方針は以下のとおりです。

基本方針1 生活雑排水処理の促進

滋賀県では、「滋賀県污水处理施設整備構想 2016」において、令和27年度に污水处理人口普及率（下水道等の污水处理施設を利用できる状態にある人口の割合）を100%とする目標を掲げています。構成市では、既に達成していますが高齢化等各ご家庭の諸事情により圏域の3.5%の人口が利用されていない状況にあります。

当センターとしても構成市と連携して、引き続き、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や下水道及び農業集落排水施設への接続など、未接続者の早期接続を推進します。

基本方針2 汚泥再生処理センターの適切な運転管理の実施

汚泥再生処理センターは、し尿及び浄化槽汚泥を処理する過程で助燃剤化して焼却施設で利用する他、焼却施設並びにバイオガス化施設の污水处理施設としての役割を持つ一極集中による施設間連携処理システムの一翼を担う重要な施設です。

施設の運営については、特別目的会社である湖北ハイトラストが実施しますが、当センターは、施設の運転管理状況の継続的なモニタリングを行い、適切なし尿処理及び施設の維持管理が行われるよう取り組みます。

(4) 目標の設定（本編80ページ）

本計画における生活排水処理率の更なる向上を目指すこととして、表9のとおり目標を設定します。

表9 生活排水の処理の目標

項目	実績 令和5年度	中間目標年度 令和12年度	目標年度 令和17年度
生活排水処理率	96.5%	97.1%	97.5%

(5) し尿・浄化槽汚泥の処理計画
(本編81～84ページ)

生活排水処理に係る基本的事項を表10に示します。

表10 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

生活排水 処理事項	計画の目標
収集・運搬 計画	・当センターにより収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図るものとします。
中間処理 計画	・当センターの中間処理施設で衛生的かつ適正に処理するとともに、処理において発生する汚泥を助燃剤化し、焼却施設で利用するなど、循環型社会形成に貢献します。
最終処分 計画	・中間処理施設での資源化有効利用を推進し、最終処分量を削減することにより、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

(6) 将来の生活排水処理体系
(本編74ページ)

令和10年度以降の生活排水処理体系図を図5に示します。

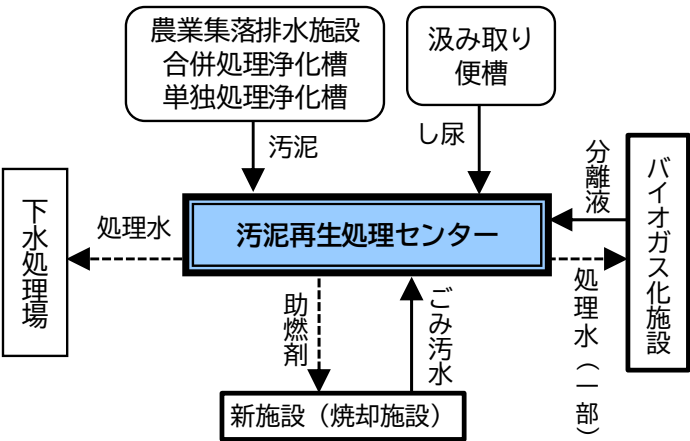


図5 生活排水処理体系（令和10年度以降）